



2026年4月

新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

内容

1	個人所得税法施行細則政令案における主な改正ポイント	PIT
2	2026年4月16日付け、タイニン省税務局発行の個人所得税（PIT）に関する指針についてのオフィシャルレター第3962/TNI-QLDN1号	PIT
3	2026年4月3日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第1983/CT-CS号	CIT
4	2026年4月8日付け、税務局発行の法人税政策に関するオフィシャルレター第2191/CT-CS号	CIT
5	2026年3月26日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第1832/CT-CS号	VAT
6	2026年4月15日付け、税務局発行の付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第2398/CT-CS号	VAT
7	2026年4月8日付け、税務局発行の付加価値税政策およびインボイスに関するオフィシャルレター第2193/CT-CS号	VAT

内容

<u>8</u>	2026年4月10日付け、税務局発行の、輸出貨物に係る付加価値税（VAT）還付条件の明確化に関するオフィシャルレター第2268/CT-CS号	VAT
<u>9</u>	2026年4月20日付け、税務局発行の付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第2524/CT-CS号	VAT
<u>10</u>	2026年4月17日付け、税務局発行の事業世帯による電子インボイスの使用に関するオフィシャルレター第2470/CT-CS号	INV
<u>11</u>	2026年3月31日付け、税務局発行の電子インボイスソリューション提供事業者に対し、税務不正を目的として二重の会計帳簿システムを並行して使用する行為の防止に協力するよう要請に関するオフィシャルレター第1902/CT-CDS号	OTH
<u>12</u>	2026年3月24日付け、内務省発行の内務省の管理権限に属する、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に適用される行政手続の改正・補足の更新に対するガイダンスに関する決定第346/QĐ-BNV号	OTH

内容

<u>13</u>	2026年3月5日付け、財務大臣発行の事業世帯および個人事業者に対する税務管理に係る申告書類および 手続並びに事業世帯による売上高の通知および税務申告に関する通達第18/2026/TT-BTC号	OTH
<u>14</u>	2026年3月31日付け、税務局発行の長年にわたり赤字が継続している企業および低利益率企業に対する 税務管理の強化に関するオフィシャルレター第1927/CT-KTr号	OTH
<u>15</u>	2026年4月14日付け、税務局発行の国会決議第19/2026/QH16号に基づく、ガソリン、ディーゼル油、 灯油、重油および航空燃料に対する環境保護税、付加価値税（VAT）および特別消費税（SCT）に対す る一部規定の実施に関する公電第09/CD-CT号	OTH
<u>16</u>	2026年4月17日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第2495/CT-CS号	OTH

1 個人所得税法施行細則政令案

個人所得税法施行細則政令案における主な改正ポイント

最近、財務省は、個人所得税法の一部条項の詳細を規定する政令案について意見公募を実施している。本政令案において、2026年7月1日より適用される個人所得税（PIT）に関する主な変更点は以下のとおりである。

1. 非課税所得の追加（5項目）

本政令案第III章第1節（第18条～第38条）に規定される個人所得税法2025の一部条項の詳細を定める政令案による、非課税所得は全21類型とされており、いずれ2026年より新たに以下の5項目が追加提案されている。

- 科学技術およびイノベーション活動の実施に係る給与・賃金所得
- 商業化された科学技術成果に係る著作権収入
- スタートアップ・エコシステムにおける投資家、専門家および創業者の所得
- 高度デジタル産業人材の給与・賃金所得（5年間非課税）
- ハイテク分野または戦略技術の研究開発に従事する高度人材の給与・賃金所得（5年間非課税）

1 個人所得税法施行細則政令案

個人所得税法施行細則政令案における主な改正ポイント

また、本政令案第41条および第42条による、財務省は、高度デジタル産業人材およびハイテク人材に該当する個人について、一定の場合における給与・賃金所得に対し、5年間の個人所得税免税を適用することを提案している。

具体的には、以下のとおりである。

- 高度デジタル産業人材の場合：
 - 集中型デジタル技術工業区におけるデジタル産業プロジェクトからの所得
 - 重点デジタル製品、半導体チップおよび人工知能システムの研究開発・製造プロジェクトからの所得
 - デジタル産業人材の育成・教育活動からの所得
- ハイテク人材の場合：
 - 優先的に投資・開発が奨励されるハイテク分野の研究開発活動による所得
 - 戦略技術リストおよび戦略的ハイテク製品リストに属する技術の研究開発活動による所得

1 個人所得税法施行細則政令案

個人所得税法施行細則政令案における主な改正ポイント

2. 臨時所得に係る個人所得税の源泉徴収基準額の引上げ

本政令案第50条2項に基づく、労働契約を締結していない個人または3か月未満の契約者に対する臨時所得の源泉徴収基準額が引き上げられた。

具体的には、1回当たりの所得が3,000,000ドン以上の場合、支払前に所得の10%を源泉徴収し、申告・納付を代行する必要がある。

本提案は、現行の2,000,000ドン（通達111/2013/TT-BTC第25条1項i号）と比較して、1,000,000ドンの引上げとなる。

3. 給与・賃金所得に関する規定の改正

3.1. 任意年金基金拠出金の控除上限の引上げ

本政令案第8条2項に基づき、給与・賃金所得には、報酬、手当ならびに金銭または現物を問わず、個人が組織または個人（雇用者を含む）からあらゆる形式で受領するすべての利益が含まれる。

1 個人所得税法施行細則政令案

個人所得税法施行細則政令案における主な改正ポイント

このうち、任意年金基金への拠出金については、雇用者負担分および労働者自己負担分（該当する場合）を含め、複数の基金に加入している場合であっても、月額合計3,000,000円を上限として控除が認められる。

なお、従前の規定（政令12/2015/ND-CP第2条8項）においては、当該控除上限は月額1,000,000円とされていた。

3.2. 労働者に対する中間食・昼食手当の支給限度額の引上げ

本政令案第8条2項g号によれば、給与・賃金所得には、金銭または現物を問わず、労働者が雇用者から受領するすべての支給が含まれる。

このうち、中間食および昼食に係る手当は課税対象となる利益の一部として明確に位置付けられている。

ただし、雇用者が労働者に対して支給する当該手当については、1人当たり月額1,200,000円を超える部分のみが個人所得税の課税所得に算入され、同額以内の部分は課税所得の算定から除外される。

1 個人所得税法施行細則政令案

個人所得税法施行細則政令案における主な改正ポイント

従前は、通達26/2016/TT-BLDTBXH第22条4項において、当該手当の上限は月額730,000ドンと規定されていましたが、2025年4月28日付の本内容は通達003/2025/TT-BNVにより廃止されている。

3.3. 退職手当・解雇手当の非課税化

3.各種手当、補助金およびその他の所得（ただし、以下のものを除く）：

「i) 突発的困難手当、失業手当、退職手当および解雇手当（いずれも法令の規定に基づくもの、

また、企業が財務規程、内部規程、労働契約または労働協約において、法令上の基準を上回る退職手当または解雇手当の支給水準を定めている場合には、当該超過部分についても個人の課税所得に算入しないものとされている。」

現行制度においては、労働者が受領する退職手当が2019年労働法に基づく水準を上回る場合、当該超過部分は個人所得税の課税対象とされている。

1 個人所得税法施行細則政令案

個人所得税法施行細則政令案における主な改正ポイント

したがって、本規定は、2025年個人所得税法（第109/2025/QH15号）の内容に基づき、納税者に対する支援を拡充するとともに、離職・解雇時における国家と労働者との負担分担の考え方を反映したものとなっている。

4. 当該他所得に係る課税所得の明確化

本政令案第16条においては、個人所得税法2025第3条10項に規定される「当該他所得」の詳細が追加されている。

これには以下が含まれる。

- 「.vn」ドメイン名の譲渡所得
- 温室効果ガス排出削減成果およびカーボンクレジットの譲渡所得
- 競売により取得した自動車ナンバープレートの譲渡所得

1 個人所得税法施行細則政令案

個人所得税法施行細則政令案における主な改正ポイント

これらの所得については、課税所得（1回当たり20,000,000ドン超の部分）に対し税率5%が適用される。

5. 18歳以上の子に係る扶養控除対象の拡大

従前は、政令65/2013/ND-CP第12条3項において、18歳以上の子（実子、養子および配偶者の連れ子を含む）については、「労働能力を有しない障害者」である場合に限り、扶養控除の対象とされていた。

しかしながら、本政令案第47条2項b号において、財務省は、18歳以上の子（実子、養子および配偶者の連れ子を含む）について、以下の3類型を扶養控除の対象とすることを提案している。

- 障害者
- 労働能力を有しない者
- 民事行為能力を喪失した者

1 個人所得税法施行細則政令案

個人所得税法施行細則政令案における主な改正ポイント

5. 18歳以上の子に係る扶養控除対象の拡大

従前は、政令65/2013/ND-CP第12条3項において、18歳以上の子（実子、養子および配偶者の連れ子を含む）については、「労働能力を有しない障害者」である場合に限り、扶養控除の対象とされていた。

しかしながら、本政令案第47条2項b号において、財務省は、18歳以上の子（実子、養子および配偶者の連れ子を含む）について、以下の3類型を扶養控除の対象とすることを提案している。

- 障害者
- 労働能力を有しない者
- 民事行為能力を喪失した者

1 個人所得税法施行細則政令案

個人所得税法施行細則政令案における主な改正ポイント

6. 個人所得税における為替レートの適用

本政令案においては、2025年個人所得税法施行細則政令案において、2026年に適用される個人所得税の為替レートに関し、以下のとおり規定することが提案されている。

1. 外貨により受領した個人所得税の課税所得は、個人が取引口座を開設している商業銀行の買付レートによりベトナムドンへ換算するものとする。個人がベトナム国内に口座を有しない場合には、所得発生時点におけるベトナム国家銀行の中心レートを適用する。
2. 金銭以外の形で受領した個人所得税の課税所得については、当該商品またはサービス、もしくは同種または同等の商品の市場における通常取引価格に基づき金銭換算し、ベトナムドンにより算定するものとする。

以上は、財務省が公表した個人所得税法の一部条項の詳細を規定する政令案に基づく、2026年7月1日から適用される個人所得税に関する主な改正内容の概要である。

2 個人所得税の非課税項目

2026年4月16日付け、タイニン省税務局発行の個人所得税 (PIT) に関する指針についてのオフィシャルレター第3962/TNI-QLDN1号

夜間勤務手当、時間外勤務手当、ならびに法令の規定に基づく未消化有給休暇日に対して支払われる賃金・給与について、2026年の個人所得税課税期間（2026年1月1日から2026年12月31日まで）に発生するこれらの所得は、2025年個人所得税法第4条の規定に基づき、個人所得税の非課税所得に該当する。

3 法人税優遇

2026年4月3日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第1983/CT-CS号

企業において定期預金利息から課税所得が発生する場合、当該所得はその他の所得に該当し、申告および納税の対象となるとともに、新規投資プロジェクトに係る所得に対する免税・減税の優遇措置の適用対象とはならない。

また、企業は、税制優遇の適用を受けない事業活動による所得と、税制優遇の適用を受ける所得とを区分して算定し、それぞれの所得ごとに申告および納税を行わなければならない。

4 法人税優遇

2026年4月8日付け、税務局発行の法人税政策に関するオフィシャルレター第2191/CT-CS号

企業が、法律第93/2025/QH15号の科学技術およびイノベーション法および当該施行規定に基づき科学技術企業認定証を取得した場合、法律第67/2025/QH15号（法人税法）に基づく税制優遇措置が適用される（税率10%を15年間適用、4年間の免税および当該後9年間の納税額の50%減免）。

一方、企業が政令第13/2019/ND-CPに基づき科学技術企業認定証を取得した場合には、同政令および財務省通達第03/2021/TT-BTCに基づく法人税の優遇措置が適用される（4年間の免税およびそ当該後9年間の納税額の50%減免）。

5 分割払いに係る付加価値税政策

2026年3月26日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第1832/CT-CS号

延払または分割払いによる財・サービスの支払（価額5,000,000ドン以上）について、契約または契約付録に定める支払期日において、事業者が非現金決済の証憑を有していない場合には、当該非現金決済証憑のない財・サービスの価額に対応する仕入付加価値税の控除額を減額調整する必要がある。

6 分割払いに係る付加価値税政策

2026年4月15日付け、税務局発行の付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第2398/CT-CS号

5,000,000ドン以上の価値を有する商品またはサービスの後払いまたは分割払いによる取引については、契約または契約付属書に定める支払期日において、事業者が非現金決済に係る証憑を有していない場合、当該事業者は、当該証憑を有しない商品またはサービスの価額に対応する仕入付加価値税の控除額について、当該支払義務が発生する課税期間において申告し、減額調整を行わなければならない。また、当該減額調整後に、企業が非現金決済に係る証憑を有することとなった場合には、当該証憑を有する商品またはサービスの価額に対応する仕入付加価値税について、規定に基づき控除申告を行うものとする。また、当該控除額の減額調整後において、企業が非現金決済の証憑を取得した場合には、当該証憑を有する商品・サービスの価額に対応する仕入付加価値税について、規定に従い控除申告を行うことができる。

7 付加価値税政策およびインボイス

2026年4月8日付け、税務局発行の付加価値税政策およびインボイスに関するオフィシャルレター第2193/CT-CS号

税務局は、カントー市税務局からの付加価値税およびインボイス政策に関する照会に対し回答している。

2025年11月13日、税務局は、カントー市税務局の2025年7月14日付けのオフィシャルレター第203/CTH-QLDN4号を受領した。本件に関し、税務局の見解は以下のとおりである。

1. レジスター連動型電子インボイスについて

以下の法的根拠に基づく：

- 税務管理法第38/2019/QH14号第91条2項（商品販売およびサービス提供時における電子インボイスの適用に関する規定）
- 2025年3月20日付け政府政令第70/2025/NĐ-CP第1条8（政府の2020年10月19日付けの電子インボイスに対する規定に関する政令第123/2020/NĐ-CP第11条の名称および内容の改正・補足）

7 付加価値税政策およびインボイス

2026年4月8日付け、税務局発行の付加価値税政策およびインボイスに関するオフィシャルレター第2193/CT-CS号

カントー市税務局においては、上記規定および企業における実際のインボイス運用状況に基づき、通達第32/2025/TT-BTC第12条5項に規定される電子データとしての要件を満たすことを確保のうえ、適正に処理するよう求められる。

2. 国家機関から委託された代行徴収業務に係るインボイスの作成について

以下の法的根拠に基づく：

- 政府の2025年3月20日付け政令第70/2025/NĐ-CP第1条7項a号（インボイスの記載内容の規定に関する政令第123/2020/NĐ-CP第10条5項の改正・補足）

上記の規定に基づき、以下のとおり指導される：

7 付加価値税政策およびインボイス

2026年4月8日付け、税務局発行の付加価値税政策およびインボイスに関するオフィシャルレター第2193/CT-CS号

- 購入者が税コードを有しない場合、インボイス上に当該税コードを記載する必要はない。個人消費者向けの特定の取引（政令第123/2020/ND-CP第10条14項に規定）については、購入者の氏名および住所の記載を省略することができる。

ただし、購入者が税コードまたは個人識別番号を提供する場合には、インボイス上にこれらの情報を記載しなければならない。

3. 販売値引きおよび返品に係る税務政策について

以下の法的根拠に基づく：

- 2019年6月13日付け税務管理法第38/2019/QH14号第47条（税務申告書の修正申告に対する規定）
- 2024年11月29日付け法律第56/2024/QH15号第6条6項（税務申告書類の修正申告に対する規定に関する税務管理法第47条の一部の改正・補足・廃止）

7 付加価値税政策およびインボイス

2026年4月8日付け、税務局発行の付加価値税政策およびインボイスに関するオフィシャルレター第2193/CT-CS号

- 2020年10月19日付け政府政令第126/2020/NĐ-CP第7条（税務申告書類に対する規定）
- 2025年7月1日付け政府政令第181/2025/NĐ-CP第23条6項（付加価値税控除に対する規定）
- 2021年9月29日付け財務省通達第80/2021/TT-BTC第40条3項（還付税の回収に対するガイダンス）

上記の規定に基づき、以下のとおり指導される：

輸出貨物に係る付加価値税の還付を受けた後、当該貨物が返品された場合、納税者は税務管理法第47条および政令第126/2020/NĐ-CP第7条に基づき修正申告を行うとともに、返品された輸出貨物に対応する還付額および税務管理法第59条ならびに通達第80/2021/TT-BTC第21条の規定に基づく延滞金を国家予算に納付しなければならない。

当該延滞金は、国家庫から還付金が支払われた日、または還付金が他の国家予算収入と相殺された日から起算して計算される。

7 付加価値税政策およびインボイス

2026年4月8日付け、税務局発行の付加価値税政策およびインボイスに関するオフィシャルレター第2193/CT-CS号

4. 仕入付加価値税インボイスの申告漏れについて

以下の法的根拠に基づく：

- 2024年11月26日付け付加価値税法第48/2024/QH15号第14条1項d号（仕入付加価値税の控除の規定）
- 2025年7月1日付け政府の政令第181/2025/NĐ-CP第23条6項（付加価値税控除の規定）

上記の規定に基づき、以下のとおり指導される：

事業者が仕入VATの申告・控除に誤りまたは漏れを発見した場合、税務調査または税務監査の決定が公表される前であれば修正申告を行うことができる。

具体的には、

- 誤りまたは漏れのあった期間における申告が納税額の増加または還付額の減少となる場合は、当該期間に遡って修正申告を行う必要がある。

7 付加価値税政策およびインボイス

2026年4月8日付け、税務局発行の付加価値税政策およびインボイスに関するオフィシャルレター第2193/CT-CS号

- 納税額の減少または繰越控除額の増減のみとなる場合は、誤りを発見した期間において申告を行うことができる。

5. 投資プロジェクトに係るVAT申告および還付について

- 2024年11月26日付け付加価値税法第48/2024/QH15号第15条2項a号（付加価値税還付の規定）
- 2025年7月1日付け政府の政令第181/2025/NĐ-CP第30条1項および第39条1項（投資に係る還付および経過措置の規定）
- 2020年10月19日付け政府の政令第126/2020/NĐ-CP第7条2項d号（税務申告書類の規定）

上記規定に基づき、以下のとおり指導される：

カントー市税務局の報告に係る投資プロジェクトは、政令第181/2025/NĐ-CP第39条1項に規定される経過措置の適用対象には該当しない。

7 付加価値税政策およびインボイス

2026年4月8日付け、税務局発行の付加価値税政策およびインボイスに関するオフィシャルレター第2193/CT-CS号

したがって、カントー市税務局においては、財務省の通達第80/2021/TT-BTCに附属する様式02/GTGT（投資プロジェクトに係る控除方式適用納税者向けVAT申告書）の適用対象者を再確認のうえ、適切に対応するよう求められる。

8 輸出貨物に係る付加価値税（VAT）還付条件

2026年4月10日付け、税務局発行の、輸出貨物に係る付加価値税（VAT）還付条件の明確化に関するオフィシャルレター第2268/CT-CS号

オフィシャルレター第2268/CT-CS号に基づき、2024年付加価値税法第9条1項および第15条1項（法律第90/2025/QH15号により改正）、ならびに政令第181/2025/NĐ-CP第29条第1項の規定による、輸出貨物を有し、かつ未控除の仕入付加価値税額が3億ドン以上である企業は、月次または四半期ごとに還付を受けることができる。

しかしながら、輸入後にそのままの状態でも国外へ再輸出される貨物については、ベトナム国内において付加価値が発生していないため、直接輸出または委託輸出のいずれの場合であっても、付加価値税の還付対象とはならない。

8 輸出貨物に係る付加価値税（VAT）還付条件

2026年4月10日付け、税務局発行の、輸出貨物に係る付加価値税（VAT）還付条件の明確化に関するオフィシャルレター第2268/CT-CS号

一方、輸出用製品の製造または加工のために原材料を輸入する場合には、所定の条件を満たす限り、付加価値税の還付対象として検討される。また、輸入貨物を非関税区へ販売する場合には、2024年付加価値税法第15条第1項および政令第181/2025/NĐ-CP第29条1項に規定される還付除外対象には該当しない。

したがって、ベトナム国内において付加価値を創出する輸出活動のみが、付加価値税還付の対象となる。

9 付加価値税政策

2026年4月20日付け、税務局発行の付加価値税（VAT）政策に関するオフィシャルレター第2524/CT-CS号

企業が控除方式により付加価値税を申告・納付する事業者であり、銀行からの借入のために土地に付随する資産および土地使用权を担保として設定し、当該担保取引（土地に付随する資産および土地使用权の抵当権設定）について所轄機関への登録が行われている場合において、返済期日に企業が債務を履行できず、銀行が企業による資産売却を通じた債務返済に同意する旨の書面を発行したときは、当該売却資産は付加価値税の非課税対象に該当する。

10 事業世帯による電子インボイス

2026年4月17日付け、税務局発行の事業世帯による電子インボイスの使用に関するオフィシャルレター 第2470/CT-CS号

2025年の年間売上高が500,000,000ドン以下の事業世帯において、政府の2025年3月20日付け政令第70/2025/ND-CPに基づき電子インボイスの使用登録を行い、かつ税務当局から当該使用が承認されている場合、税務局は以下のとおり要請している。

- 各省・市の税務局は、電子インボイスの使用継続を希望する事業世帯に対し、引き続き指導および支援を行うとともに、当該事業世帯のインボイス使用および売上管理を強化し、法令に適合するよう確保すること。
- 不適切に発行された文書、通知または行政処分決定については、各省・市の税務局が見直しを行い、法令に基づき回収または取消しを実施し、納税者の合法的な権利および利益を確保すること。

11 二重の会計帳簿システムを並行して使用する行為の防止

2026年3月31日付け、税務局発行の電子インボイスソリューション提供事業者に対し、税務不正を目的として二重の会計帳簿システムを並行して使用する行為の防止に協力するよう要請に関するオフィシャルレター第1902/CT-CDS号

オフィシャルレター第1902/CT-CDS号による、税務当局は、一部の企業が同一会計期間中にソフトウェアを使用して二つの会計帳簿システムを同時に運用している事例を把握した。そのうち一方のシステムは税務当局への報告用として使用され、他方のシステムは実際の売上高を記録し、納税義務を軽減する目的で用いられている。これは法令に対する重大な違反行為である。

税務局は電子インボイスソリューション提供事業者および税務分野における電子取引付加価値サービス提供事業者に対し、二重の会計帳簿システムの並行運用を可能とするソフトウェアの開発または支援を行わないことを要請するとともに、データ変更履歴の記録、不正兆候の検知および警告機能の統合を求めている。

11 二重の会計帳簿システムを並行して使用する行為の防止

2026年3月31日付け、税務局発行の電子インボイスソリューション提供事業者に対し、税務不正を目的として二重の会計帳簿システムを並行して使用する行為の防止に協力するよう要請に関するオフィシャルレター第1902/CT-CDS号

さらに、これらの事業者は販売管理ソフト、会計ソフトおよび電子インボイスシステムを連携させ、各取引ごとに税務当局へ完全なデータを送信するとともに、違反の兆候がある顧客に関する情報提供に協力しなければならない。

加えて、2026年3月31日時点までの会計ソフト利用顧客リストを作成し、2026年4月8日までに提出するとともに、当該後は毎月定期的に更新し税務当局へ報告しなければならない。

12 行政手続きに関する案内

2026年3月24日付け、内務省発行の内務省の管理権限に属する、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に適用される行政手続きの改正・補足の更新に対するガイダンスに関する決定第346/QĐ-BNV号

決定第346号は署名日より発効し、同時に決定第886/QĐ-BNV号（以下「決定第886号」という。）を廃止する。

決定第346号は、政令第219/2025/NĐ-CP号（以下「政令第219号」という。）に基づく申請書類要件を拡充しており、特に管理者、経営執行者、専門家および技術労働者に関する証明書類について、以下の各場合において具体的に規定している。

- 有効な労働許可証を既に取得している専門家および技術労働者が、同一の職位および業務分野において他の使用者のもとで就労する必要がある場合の新規労働許可証を発給する。
- 従前に労働許可証の延長を受けた専門家および技術労働者が、同一の使用者、同一の職位および業務分野において継続して就労する必要がある場合の新規労働許可証を発給する。
- 管理者、経営執行者、専門家および技術労働者に対する労働許可証を延長する。

12 行政手続きに関する案内

2026年3月24日付け、内務省発行の内務省の管理権限に属する、ベトナムにおいて勤務する外国人労働者に適用される行政手続きの改正・補足の更新に対するガイダンスに関する決定第346/QĐ-BNV号

決定第346号による：

- 上記 (i) 、 (ii) および (iii) の各場合に該当する専門家および技術労働者は、労働許可証の新規発給または延長申請書類において、専門資格および適切な実務経験を証明する書類を再提出しなければならない。
- (iii) に該当する管理者および経営執行者は、会社定款、企業登録証明書、任命決定書またはその他の関連内部書類等、管理者または経営執行者としての地位を証明する書類を再提出しなければならない。

なお、上記の書類要件は、従前の政令第219号および決定第886号においては規定されていなかったものである。したがって、企業においては、これらの法令改正の動向を適時に把握し、新たな書類要件に完全に準拠するよう留意することが推奨される。

13 行政手続きに関する案内

2026年3月5日付け、財務大臣発行の事業世帯および個人事業者に対する税務管理に係る申告書類および手続き並びに事業世帯による売上高の通知および税務申告に関する通達第18/2026/TT-BTC号

これにより、事業世帯および個人事業者に係る売上通知および税務申告書類は、以下のとおり規定されている。

- 付加価値税の非課税対象であり、かつ個人所得税の納税義務がない事業世帯および個人事業者（新規事業者を含む）は、当該年度に実際に発生した売上高を通知するとともに、本通達に附属する様式第01/TKN-CNKDにより、その他の税目について申告を行うものとする。
- 売上高に税率を乗じて個人所得税を算定する方法の適用対象となる事業世帯および個人事業者については、付加価値税、個人所得税およびその他の税目に係る申告書類として、本通達に附属する様式第01/CNKDによる申告書を提出するものとする。
- 課税所得に税率を乗じて個人所得税を算定する方法の適用対象となる事業世帯および個人事業者については、

13 行政手続きに関する案内

2026年3月5日付け、財務大臣発行の事業世帯および個人事業者に対する税務管理に係る申告書類および手続き並びに事業世帯による売上高の通知および税務申告に関する通達第18/2026/TT-BTC号

- 当該年度における付加価値税、個人所得税およびその他の税目に係る申告書類は、本通達に附属する様式第01/CNKDによる申告書するものとする。
- 個人所得税の確定申告書類は、本通達に附属する様式第02/CNKD-TNCN-QTTによる確定申告書するものとする。
- 事業活動を行っている事業世帯および個人事業者で、年間売上高が500,000,000ドン以下の場合は、本通達に附属する様式第01/BK-STKによる銀行口座番号または電子ウォレット番号の通知書を、2026年4月20日までに提出するものとする。

事業活動を行っている事業世帯および個人事業者において、年間売上高が500,000,000ドンを超える場合は、本通達に附属する様式第01/BK-STKによる銀行口座番号または電子ウォレット番号の通知書を、2026年の最初の税務申告書と併せて提出するものとする。

13 行政手続きに関する案内

2026年3月5日付け、財務大臣発行の事業世帯および個人事業者に対する税務管理に係る申告書類および手続き並びに事業世帯による売上高の通知および税務申告に関する通達第18/2026/TT-BTC号

新規に事業を開始する事業世帯および個人事業者は、本通達に附属する様式第01/BK-STKによる銀行口座番号または電子ウォレット番号の通知書を、2026年の最初の売上通知または税務申告書と併せて提出するものとする。

事業世帯および個人事業者が銀行口座番号または電子ウォレット番号の情報を変更する場合には、税務管理法令に基づき、税務当局へ通知するものとする。

本通達第18/2026/TT-BTCは、2026年3月5日より施行される。

14 税務管理の強化

2026年3月31日付け、税務局発行の長年にわたり赤字が継続している企業および低利益率企業に対する税務管理の強化に関するオフィシャルレター第1927/CT-KTr号

税務局は、売上高が1,000,000,000,000ドン以上であり、かつ2023年および2024年の2年間連続して損失が発生している一部企業について、調査およびリストの取りまとめを行った（詳細は別添付録II参照）。

対象企業302の企業の一覧：[こちら](#)

各省・市の税務局、大企業税務支局および電子商取引税務支局に対し、上記リストの精査を行うとともに、直接管理する企業の2025年度法人税（CIT）確定申告データに基づき、生産・事業活動の結果に関する数値を更新し、分析のうえ税務上の高リスク企業を特定し、2026年度の専門テーマ別税務調査計画に組み入れるよう要請している。

また、専門テーマ別調査計画への組入れを提案する企業リストについては、各単位が2026年4月中に税務局（監査部門経由）へ報告するものとされている。

14 税務管理の強化

2026年3月31日付け、税務局発行の長年にわたり赤字が継続している企業および低利益率企業に対する税務管理の強化に関するオフィシャルレター第1927/CT-KTr号

* 長年赤字・低利益率企業に対する税務調査時の留意:

長年にわたり赤字が継続している企業および低利益率企業に対する税務調査を実施する際には、以下の点に留意する必要がある。

- 売上高－費用－利益の合理性を検証し、特に大口かつ異常な費用項目に留意すること。売上高の変動率と対応する投入費用の変動率を比較・照合し、関連資料・書類との整合性を確認すること。
- 売上計上時期および付加価値税（VAT）出力税の認識根拠について、適切な会計期間および申告期間に基づいているかを確認すること。関連書類と照合のうえ、売上認識および納税額の算定が法令に適合しているかを検証し、過少計上または架空申告を防止すること。
- VAT入力税額および出力税額の申告内容を精査し、インボイスおよび証憑が適法かつ適切な申告期間に属しているかを確認すること。

14 税務管理の強化

2026年3月31日付け、税務局発行の長年にわたり赤字が継続している企業および低利益率企業に対する税務管理の強化に関するオフィシャルレター第1927/CT-KTr号

- 売上原価、管理費、販売費等の当期発生費用に関する書類・資料を検証し、当該費用が企業の生産・事業活動に資するものであることを確認すること。

さらに、これらの企業に対する調査においては、グループ内借入利息費用、グループ内サービス費用（例：センターサービス費用、技術サービス費用、管理支援費用、ロイヤルティ、フランチャイズ費用等）についても重点的に確認し、独立企業間原則に基づく取引実態に適合しているか、ならびに納税者の生産・事業活動における収益および所得の創出に寄与しているかを検証する必要がある。

また、関連当事者間における商品売買取引契約についても厳格に精査し、売買価格の決定が独立企業間原則に基づいていることを確保しなければならない。

15 ガソリン、ディーゼル油、灯油、重油および航空燃料に対する税務に関する規定

2026年4月14日付け、税務局発行の国会決議第19/2026/QH16号に基づく、ガソリン、ディーゼル油、灯油、重油および航空燃料に対する環境保護税、付加価値税（VAT）および特別消費税（SCT）に対する一部規定の実施に関する公電第09/CD-CT号

- ガソリン（エタノールを除く）、ディーゼル油、灯油、重油および航空燃料に対する環境保護税率は、1リットル当たり0ドンとする。
- ガソリン、ディーゼル油、灯油、重油および航空燃料は、付加価値税の申告・納付対象外とされるが、仕入付加価値税の控除は認められる。
- 各種ガソリンに対する特別消費税率は、0%とする。

16 サービス付帯輸入貨物に対する税務政策

2026年4月17日付け、税務局発行の税務政策に関するオフィシャルレター第2495/CT-CS号

ベトナムにおいてサービスを伴う貨物を輸入する場合（貨物の価額とサービスの価額が区分して計上されている場合）、サービス提供活動に対する売上に基づく付加価値税の算定割合は5%、同活動に対する売上に基づく法人税の算定割合は5%とされる。また、機械・設備の供給活動に対する課税売上に基づく法人税の算定割合は1%とされる。

Abbreviations

VAT	Value Added Tax	MOF	Ministry of Finance
PIT	Personal Income Tax	GDT	General Department of Taxation
CIT	Corporate Income Tax	MOIT	Ministry of Industry and Trade
FCT	Foreign Contractor Tax	MOLISA	Ministry of Labor, War Invalids and Social Affairs
SCT	Special Consumption Tax	DPI	Department of Planning and Investment
IET	Import and Export Tax	SBV	The State Bank of Vietnam
OTH	Other	EPE	Export processing enterprises
OL	Official Letter	EPZ	Export Processing Zone
ACC	Accounting	IZ	Industrial Zone
LAB	Labor		



2026年4月 新情報

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

Hotline: +84 81 489 4789 (英語) | +84 91 988 9331 (日本語)

URL: www.kmc.vn | Email: info@kmc.vn

本情報はベトナムにおける税務・会計・投資及び人事労務に関する規定等をアップデートしています。あくまでも、ご参考としていただき、ご決定前には、必ず専門家の意見を伺って下さい。





お問合せ

KMC CONSULTING COMPANY LIMITED

HO CHI MINH OFFICE

Unit 603, 6F, Citilight Tower, 45 Vo Thi Sau Street, Tan Dinh Ward,
Ho Chi Minh City, Vietnam

Tel: +84 28 3820 5731/ 2 | Fax: +84 28 3820 0906

HA NOI OFFICE

19F, Tower 1, Capital Place Building, 29 Lieu Giai Street, Ngoc Ha Ward,
Ha Noi City, Vietnam

Tel: +84 81 489 4789

TOKYO OFFICE

Corporate Advisers Inc

Japan Tokyo-to Chiyoda-ku, Kasumigaseki 3-2-5 Kasumigaseki Building 33F

Tel: +81 3 3593 3238 | Fax: +81 3 3593 3248



URL: www.kmc.vn

Email: info@kmc.vn

Hotline in English: +84 81 489 4789

Hotline in Japanese: +84 91 988 9331

